

社団法人全国保育士養成協議会 会長 様

東京都福祉保健局少子社会対策部長  
朝比奈 照 雄



東京都保育士試験の受験資格について

保育士試験の受験について、平成15年10月22日付雇児保発第1022001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「福祉分野における各資格の受験資格等に係る各種学校の入学資格等の取扱いについて」（以下、「厚生労働省平成15年10月22日通知」と省略）の1において、【「各種学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者」を入学資格とする各種学校において所定の科目等を修めて卒業した者についても、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び保育士の各資格の受験資格又は養成施設の入所資格を有する者として取り扱うこと】と規定された。

東京都は、平成17年度東京都保育士試験から、準学校法人東京朝鮮学園朝鮮大学校（所在地：東京都小平市小川町1-700）を、「厚生労働省平成15年10月22日通知」の1に定める各種学校として取扱うこととする。

なお、受験申請にあたっては、他の受験生同様、当該学校の卒業を証明する書類又は卒業見込みを証明する書類の添付を持って一連の手続きとするので、御了知願いたい。